平成２７年（フ）第９６号
宮崎県延岡市本小路３番地３
債務者　辻村　良雄
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第９７号
宮崎県延岡市本小路３番地３、住民票上の住所兵庫県赤穂市中浜町６番地３　中浜荘６
債務者　花崎　容子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２７年（フ）第２３６号
青森市筒井２丁目24番10号　シティハイムマミーナⅢＢ－202
債務者　山谷　芽美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４３号
福井県坂井市坂井町下兵庫第248号１番地８
債務者　奥村久仁子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
福井市大島町大島台405番地　サクラコーポ105
債務者　髙島　　広
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
長野県諏訪郡原村16267番地1051
債務者　小池　泰晴
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第３１号
高知県高岡郡越知町越知甲2009番地１
債務者　片岡美世子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２７年（フ）第２６３号
大分県臼杵市大字佐志生3501番地の２
債務者　田中　昌治
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３３０号
宮崎県東諸県郡国富町大字宮王丸132番地町住向陽団地50－２－７
債務者　山田フク子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３３１号
宮崎市佐土原町上田島8406番地
債務者　金丸　有美
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３３５号
宮崎市生目台東４丁目５番地１　市営住宅212棟７号、前住所宮崎市大工１丁目７番31号サンビレッジ202号
債務者　山本　良二
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６７号
山口県柳井市柳井1436番地２　県営住宅３棟204号
債務者　森﨑美代子
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第８５３号
神戸市須磨区北落合１丁目４番18―305号
債務者　小林　寿弥
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８６４号
神戸市灘区高羽町１丁目４番13―605号、従前の住所神戸市灘区神ノ木通４丁目１番１号
債務者　松山　義夫
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９５号
兵庫県三田市大川瀬1495番地３
債務者　瀧之脇裕香（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３６号
青森県弘前市大字大清水２丁目３番地２
債務者　佐々木紀明
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１３７号
青森県弘前市大字大清水２丁目３番地２
債務者　佐々木飛雄馬
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
青森地方裁判所弘前支部